

27. 倫理規程

2018年8月8日
規 第27号

(目的)

第1条 一般社団法人日本バトン協会（以下「協会」という。）の組織運営、諸事業の推進等に関わる全ての関係者が、協会が果たすべき社会的使命と役割を自覚するとともに、「一般社団法人日本バトン協会における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践することにより、協会の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程の対象となる者は、協会に関わる役員・職員（以下「役職員」という。）、団体会員・個人会員（以下「会員」という。）、協会の各支部及び各都道府県の正会員によって選任された代議員並びに協会主催・共催など関連するバントワーリング競技会・行事などに携わる関係者（以下「運営関係者等」という。）、団体長、コーチ、審査員等の指導的立場にある者（以下「指導者等」という。）、競技者等とする。

(基本的責務)

第3条 役職員、会員及び運営関係者等、指導者等並びに競技者等は、定款第4条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳格に遵守することはもとより、高邁な倫理観に留意し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

2 「一般社団法人日本バトン協会における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践すること。

(遵守事項)

第4条 役職員、会員及び運営関係者等、指導者等並びに競技者等は、暴力、各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用（大麻、麻薬、覚醒剤等）等の違法行為やスポーツの健全性及び高潔性を損ねるような、社会規範に照らして不適切な行為を絶対に行ってはならない。

2 役職員、会員及び運営関係者等、指導者等並びに競技者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3 役職員、会員及び運営関係者等、指導者等並びに競技者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

4 役職員、会員及び運営関係者等は、協会に関わる経理処理について、一般社団法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

5 役職員、会員及び運営関係者等、指導者等並びに競技者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、協会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

6 役職員、会員及び運営関係者等、指導者等並びに競技者等は、社会の秩序に脅威

を与える反社会的勢力と一切の関係を持ってはならない。

(違反による処分等)

第5条 役職員、会員及び運営関係者等、指導者等並びに競技者等に関して、第4条の遵守事項に違反する行為を行った旨の申し立て並びに申告があるときは、倫理・コンプライアンス委員会は直ちに調査を開始し、その結果、本規程に違反する行為があったと認められる場合は、以下の各項に定める方法により相当の処分をするものとする。ただし、申し立て並びに申告の対象となった会員は、退会の有無に関わらず会員として処分を行うものとする。なお、処分の対象となり再入会をする場合は、処分内容も含め入会審査を行うものとする。

- 2 理事及び監事の処分については、倫理・コンプライアンス委員会の意見を聴取したうえ、理事会の決議によるものとし、その処分の内容は注意、厳重注意、停職、解任とする。ただし、解任については、定款第14条に基づき取り扱うものとする。
- 3 協会に関わる役員等の処分については、倫理・コンプライアンス委員会の意見を聴取したうえ、理事会の決議によるものとし、その処分の内容は注意、厳重注意、停職、解任とする。
- 4 職員の処分は、倫理・コンプライアンス委員会の意見を聴取したうえ、理事会の決議によるものとする。ただし、その処分については、職務規程に基づき取り扱うものとする。
- 5 協会の会員等の処分については、倫理・コンプライアンス委員会の意見を聴取したうえ、理事会の決議によるものとし、その処分の内容は注意、厳重注意、会員資格停止、除名とする。ただし、処分については、会員組織規程または会員処分規程に基づき取り扱うものとする。
- 6 前項1～5以外の運営関係者及び協会に関わる者、指導者等並びに競技者等の処分については、倫理・コンプライアンス委員会の意見を聴取したうえ、理事会の決議によるものとする。

(規程の変更)

第6条 この規程の変更は、理事会の議決を要する。

(附 則)

この規程は、2018年8月8日より施行する。

この規程は、2022年12月1日から変更し同日より施行する。

この規程は、2023年6月5日から変更し同日より施行する。

この規程は、2023年6月28日から変更し同日より施行する。

この規程は、2023年11月16日から変更し同日より施行する。